

令和6年度下水道接続支援補助金のご案内

町では町民生活に係る環境衛生の向上を図り、もって霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、下水道接続工事を実施する方に対し令和6年4月より補助金を交付いたします。

◆対象となる工事

公共下水道に接続することを目的とした宅地内配管を改造する工事で、下記のいずれかの工事

①既設のくみ取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事

(くみ取り槽の撤去、処分及び既設管の撤去、処分などを含みます)

②既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事

(浄化槽の撤去、処分、槽内の清掃、消毒及び既設管の撤去、処分などを含みます)

※新築に合わせて行う下水道工事は対象外です。

◆補助金の額

工事費の全額(限度額4万円)

下記の条件①、②をいずれも満たす場合は限度額が35万円まで上がります。

①補助対象者及びその者と生計を一にする親族に、18歳未満もしくは65歳以上の者がいる場合

②補助対象者及びその者と生計を一にする親族の課税対象所得の合計額が348万円以下である場合

◆申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年12月27日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

本補助金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、町公式ホームページをご覧ください。役場 生活環境課 下水道係までお問い合わせください。

▶問い合わせ先 生活環境課 下水道係 ☎68-2211 (内線234・235) Eメール: gesui@town.tone.lg.jp

下水道事業へ地方公営企業法を適用しました

利根町下水道事業は、2024年4月1日より、会計方式を「官公庁会計(特別会計)」から地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用した「公営企業会計」へ移行しました。

【地方公営企業法適用の必要性】

利根町下水道事業は、1976年3月より事業が開始されてから今日まで、整備区域を順次拡大しながら整備を進め、下水道普及率は88.3%(令和5年3月末現在)となっております。

しかし、下水道事業開始から既に45年以上が経過しており、老朽化した下水道施設が多く存在するため、これらを適切に維持管理し、計画的な更新や改修が求められています。

このような状況の中、長期的に安定したサービスを提供することを目的として、現金の入出のみを記録する官公庁会計(特別会計)から、財務諸表等を通して事業の財政状態や経営成績をより正確に把握できる公営企業会計へ移行しました。

【地方公営企業法適用の効果】

○下水道資産の減価償却状況を適正に把握することにより、計画的な施設の維持管理や更新、改修が可能となります。

○企業会計方式では管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)に区分して経理するため、財政状態や経営成績が明確になり適切な経営計画を策定することが可能となります。

○貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を通して、他団体との比較により、財政状態や経営成績を正確に評価・判断することができます。

▶問い合わせ先 生活環境課 下水道係 ☎68-2211 (内線235)

【税務署からのお知らせ】

◇令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、令和6年6月から定額減税(源泉所得税関係)が実施されることとなるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

◇説明会においては、DVD上映を中心に制度の概要及び事務手続きについて説明させていただく予定です。

◇なお、国税庁ホームページに定額減税制度に係る各種情報を掲載(掲載情報は随時更新)している「定額減税特設サイト」が開設されておりますので、併せてご活用ください。

◇当該特設サイトにおいても説明会で使用するDVDと同じ内容の動画を配信(令和6年3月中旬以降)しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

【会場】 竜ヶ崎税務署 別館第二階会議室

【日時】 4月12日(金)、4月23日(火)、5月9日(木)、5月22日(水)

※各日午前・午後1回120分程度

【定員】 各回40名(LINEによる事前予約制/詳細は特設サイトへ)

【その他】 会場の駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。 定額減税特設サイト



▶問い合わせ先 竜ヶ崎税務署 法人課税第一部門 ☎0297(60)2074(直通) 町民税係(内線203・204・205)

令和6年度は、固定資産税(土地・家屋)評価替えの年です

固定資産税の評価額を見直す制度を「評価替え」と言い、固定資産税の対象となる土地及び家屋については3年に一度評価替えが行われます。

令和6年度は評価替え年度にあたり、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価をします。

なお、令和7年・8年度は原則として新たな評価を行わず、評価額は据え置かれます。

※土地の価格については、地価の下落により、価格を据え置く事が適当でない場合には、価格の修正を行います。

○土地の評価について

・総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、現況地目により評価します。

・税負担の軽減を目的とする「住宅用地に対する特例」や地域や土地によってばらつきのある「負担水準」(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の均衡化を図るための「調整措置」を行い、税額を算出するための「課税標準額」を算出します。

$$\text{【税額の計算】 土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$$

○家屋の評価について

・総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき行われます。

・新築及び増築家屋：評価対象の家屋と同一のものを評価時点で再度建築した場合にかかる費用(再建築価格)を基準に評価を行います。

・在来分家屋：R3基準年度の再建築価格に3年間の建築物価の変動(工事原価の上昇等の要因により木造111%、非木造107%)を考慮したうえで、家屋建築後の経過年数に応じた減点補正等を行い、評価額を算出します。(経過年数による減価は20%が下限で、下限に達した場合には評価額が下がることはありません。)算出された評価額が前年度を超える場合には、原則前年度の評価額に据え置きます。

【税額の計算】

$$\text{令和6年度再建築価格} = \text{R3基準年度再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$

$$\text{令和6年度評価額} = \text{R6年度再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

【課税標準額】

$$\text{家屋の税額} = \text{令和6年度評価額} \times \text{税率}$$

【課税標準額】

▶問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎68-2211 (内線206・207・208)